

令和7年 3月10日

株式会社コタベ 一般事業主行動計画（第3期）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：「社員の育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を目指す

【対策】

令和7年4月～ 引き続き社員に対し育児休業取得を推奨する。管理職を対象に育児休業取得について研修を実施し、対象社員を把握した際の制度説明及び取得期間中の業務体制について確認する。

令和7年4月～ 各営業所において育児休業取得時の業務カバー体制検討。
(代替要員確保、業務カバー及び体制見直し)